

令和8年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会の議事要旨

1 日時 令和8年8月6日(木) 13:30～16:00

2 場所 サン・ピーチOKAYAMA

3 協議等事項

- (1) 多面的機能支払交付金の令和7年度実施状況について
- (2) 中山間地域等直接支払交付金の令和7年度実施状況について
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和7年度実施状況及び第3期対策の最終評価について

4 協議等の内容 ※■委員の意見 □事務局の回答

(1) 多面的機能支払交付金の令和7年度実施状況について

■（西村委員）長寿命化についてだが、農業関係以外でもインフラ整備が課題になっているにもかかわらず、取組面積は岡山県は微増で、全国は横ばいとなっていることが不思議である。ちなみに、岡山市はなぜ取り組んでいないのか。また、5ページの長寿命化の交付率について、令和6年度まで年々下がっていたにもかかわらず、令和7年度に上がった理由は何か。

□岡山市が長寿命化に取り組んでいない理由は、長寿命化に代わる市独自の補助事業があり、組織はその事業を活用しているためである。令和7年度に交付率が上がったことについては、明確な配分基準が国から明かされていないため予想にはなるが、県の要望活動に加え、他県の農地維持の面積が減った分が面積をキープしていた本県に配分されたことが理由と考えられる。

■（九鬼委員長）西村委員が指摘した長寿命化の取組面積が伸びない理由については、施設の管理を自前でできる組織が少ないということではないか。長寿命化では、200万円未満であれば業者へ外注する規模の工事を自分たちで実施できる。つまり、長寿命化の実施率は、自分たちでどのくらいの施設を管理できるのかという指標だと思う。そこが伸びないというのは、技術や資材を持っている組織が多くない、つまり業者頼りになっているということ。逆に言えば、長寿命化で実施する部分を市町村がバックアップしていることにより実施率が伸びないともいえる。

■（小松原委員）資源向上支払の共同活動と長寿命化の違いは何か。また、1ページの取組の例として載っている生物調査について、交付対象の地目を教えてほしい。

□共同活動と長寿命化の違いは、10ページと11ページの取組の例にあるとおり、共同活動では軽微な補修を行う一方で、長寿命化は建設業者等に委託して行うような一定の技術を要する補修である。生物調査の地目について、活動ごとに交付金が発生するのではなく、各地目の面積に10a当たりの単価を掛けて交付金を算定する仕組みである。

■（田村委員）面積で交付金を算出するのであれば、例えば補修する水路の延長が何mであっても、交付される金額が同じになるのはおかしいのではないか。

■（九鬼委員長）長寿命化は、与えられた交付金で、どのような活動に配分するのかを考えることになる。生物調査については、どの地目の予算を充てるかを考えることまでは

国から求められていないはずだが、もし農林水産省からガイドラインなどが示されていれば教えてほしい。

□ガイドライン等は示されていません。

■（江草委員）10aあたりの単価で国から1／2、県・市町村から1／4交付されているが、地域の持ち出しはないのか。また、2期の課題をどのように解決していくのかという視点で、県は3期の1年目の実績をどのように評価されたのか。

□地域の持ち出しについては、調査していない。

■（田村委員）地元では、交付金で出来る範囲で実施している。持ち出しを求めると異論が出てくるので、（地域の合意形成が）難しい。

□3期の評価ですが、2期で美作市や西栗倉村で活動組織の広域化が進んでおり、3期も高梁市が昨年度、広域化しており、県としても、事務負担軽減に向けて広域化を進めていきたい。

■（九鬼委員長）この流れで聞きますが、倉敷市は1組織で約700haとなっているが、最初から1組織だったのか。それとも広域化して1組織になったのか。

□倉敷市※も広域化して1組織になっている。

※倉敷市は令和3年度に15組織が1組織に統合。

■（九鬼委員長）同じく1組織となっている浅口市※も併せて、設立年度と広域組織設立前の組織数を教えてほしい。

※浅口市は、最初から広域組織として平成28年度に活動開始

■（九鬼委員長）次に高梁市について、1組織化しているもののカバー率は14.1%にすぎない。美作市は広域化により事務負担が軽減されたためカバー率が上がったと以前聞いたが、高梁市はそうならないように思う。高梁市はカバー率を上げる意向はあるのか。そして、県はカバー率そのものを上げるという考えがあるのか。□高梁市の意向は聞いていないが、県として、カバー率を上げることは重要だと考えているため、市町村にも指導をしている。

■（九鬼委員長）昔はカバー率は気にしなくていいと発言したが、広域化により事務負担が軽減しているのであれば、市町村もカバー率を意識してほしいと思う。カバー率の低い市町村において、カバー率を上げる余地があるのか、県として指導してほしい。

■（駄田井委員）長寿命化の交付率について、例えば交付率80%であれば、全体の80%の組織に対して満額交付するのか、それとも全体の組織にそれぞれ80%の交付金を配分するのか。後者の場合、交付金が80%しかなかったら、組織は活動計画を立てても全部の活動が行えないのではないかと。次に広域化について、メリットをまとめて市町村へアピールしたらよいのではないかと。周知はどのように行っているのか。

□長寿命化の交付率について、同様の意見が組織からも挙がっている。組織は立てた計画どおりに活動が行えないため、配分された金額に合わせて計画を再検討し、優先順位の高いところから活動を行っているという話を聞いている。

広域化について、美作市※が広域化のメリットをまとめたものが農水省のホームページに掲載されている。市町村や組織から問い合わせがあれば、資料を提供している。

※正しくは、美作市ではなく西栗倉村の事例が掲載。

(2) 中山間地域等直接支払交付金の令和7年度実施状況について

■（江草委員）岡山県はスマート農業加算が全国に比べ進んでいる。県の強みとして、他部局と連携して新規就農者や移住者の募集時にPRできないか。

□農産課や中山間・地域振興課と連携して新規就農者等に紹介してまいりたい。

■（田村委員）ドローンは維持費やメンテナンス代が高く、100haはないと採算が合わない。

□スマート農業加算は、購入以外にリースや作業委託も対象。集落でドローン管理することが難しい場合、担い手にドローン作業の委託を集中させることで担い手も助かる。

■（九鬼委員長）ドローンの導入は約8割を占めるが、8年度もこの傾向は同じか？

□令和7年度の取組は（対策期間中）継続されるので、令和8年度に新たに約800haの取組が追加される形となる。

■（九鬼委員長）スマート農業加算で導入されている技術は、市町村で方針があるのか。または、地域で決めるのか。

□地域で決めているが、奈義町のようにリモコン草刈機を推進している市町村もある。

■（藤井委員）令和7年度の実績（前期初年度との比較で面積減が大きいこと、及び農業者数の減少）は、非常に由々しき事態だ。（直弘の）仕組やメリットを構成員だけでなく、離脱した方などにも伝わるような機会を作っていただきたい。

□来年度、市町村や地域へのサポート体制を強化していく予定であり、今後、協定に参加していない方や地域住民にも制度の仕組やメリットのPRも進めたい。

■（九鬼委員長）今期の減少幅は、過去と比べて大きい。組織の規模や地理的条件、人的条件など、解散した組織の特徴や原因を把握して対策を取った方が良い。

□分析するためのデータ（DS）はあるので、例えば解散の要因を分析して、解散リスクの傾向がある協定をリスト化して市町村に示すことを検討したい。

■（西村委員）今活動している組織も10年後危ないと分かれば声をかけていくべき。

□参加者の過半以上が70代以上になると解散する傾向がある。市町村と連携してそういった傾向のある地域に働きかけていきたい。

■（九鬼委員長）岡山県は協定参加者が少なく面積が小規模という特徴がある一方で、統合は難しい地域が多い。統合しない地域は、状況に応じて、事務作業程度の連携から、草刈りを含めたトータルの連携など、各地域で連携の範囲を考える必要がある。

■（小松原委員）近年で一番の落ち込みだが、どのような認識か。また、新年度から立ち上げる県のサポート体制はどのようなものか。

□面積は、過去の対策期間の初年度と比較して一番の落ち込みであり、危機的状況と認識している。国も危機感を持っており、来年度、地域や市町村の支援を強化するため各県でのサポート体制の構築を要件化している。組織の活動内容は、これから示されるが、県としては、デジタル地図の活用や地域への説明会の開催などの実施を検討したい。

■（田村委員）高齢化で草刈りが課題だ。解決できれば、継続される可能性はある。

□県では、草刈り作業の省力化を図るため、リモコン草刈機や急斜面に対応可能なベローンなどの省力化機械を推進している。

■（九鬼委員長）中山間地域に適した機械を、県の試験場で開発や研究は出来ないか。

□県の研究機関では、栽培技術の開発や新品種の育成を実施しているが、農業機械の開発は民間企業となり県では実施していない。県や市町村では、リモコン草刈機等の貸出事業を実施しており、普及推進を図っている。

■（久宗委員）リモコン草刈機は、楽だが準備に時間がかかり、燃料もかなり必要となるのが課題である。

□全てリモコン草刈機を使うのではなく、緩傾斜や平地は人力で対応など使い分けることも必要である。

■（駄田井委員）ドローン導入が進んでいるが、米価が下がれば利用が落ち込む恐れがあるので、高温で一発肥料が効きにくくなっている中、追肥の施肥でも利用出来るといったPRをすればどうか。また、5期対策まで面積が維持されたほうではないかと思うし、各期の5年間は維持されているのでそこは、評価したい。面積減少は、協定が解散する場合と協定は維持されているが構成員が高齢化で離脱する場合がある。新しい組織を立ち上げるのは難しいので、離脱を防止するシステムを検討してはどうか。

□参加農家には頑張ってもらっており、また、今年度も、1%強面積が増加する見込みである。新規に協定を一から立ち上げるのは難しいが、活動中の協定への参加促進など、今後の推進方針について、当課で検討したい。

■（駄田井委員）闇雲に面積の拡大を目指すのではなく、加算措置に取り組む余力のない協定をどうしていくのか、守るべき農地の面積目標を第1期対策の最終面積又は第5期対策の最終面積に設定するかなど、地域の負担にならない範囲で考えながら推進していただきたい。

■（九鬼委員長）昨年度、作成した地域計画とリンクすることになる。ただ、ほとんどの農地が耕作者未定で計画を作成した地域も多いので、そのようなところを県や市町村はどうするのか。県の役割として食料自給や多面的機能のために確保すべき農地を線引した上で、地域計画でどの程度カバー出来ているのかという話になるが、カバー出来ないとなると県で思い切った施策を考える必要がある。条件の悪いところは最終的には行政が対応するしかないと思うが、そういったことも真剣に考えなければならない段階に入っている。

□先般、農政局がプッシュ型支援の先行実施で市町村を訪問したが、役場職員の私見では、最後は町で農業公社を設立し、農地を守る必要が出てくるのではないかと発言があった。また、他県も岡山県でも平成の合併前の旧市町村単位で設立された農業公社を残しているところは、農地の引受を進めている。

■（九鬼委員長）行政が引き受けると言えばいくらでも農地が集まってしまうので、ヒアリング等で市町村の状況を把握し、市町村としてどのような形がもっとも良いのかを考えていくしかない。一律の解決策は少ないと思う。

■（江草委員）協定の代表は、対策期間の5年間継続することが基本となるが、あえて3年とか短めに設定して、次の代表の任期が次期対策期間にかかるようにすれば（期の変わり目で）、解散は減るのではないか。

□次のなり手が入れば、代表を次々に回して組織の存続をという話もあると思うが、次のなり手の確保が非常に難しい。

■（江草委員）どういう人をリーダーに据えるか、男性じゃないとダメなのかということも含めて、抜本的に考え方をあらためる時期にきている。地域おこし隊の活用も考えられる。

■（九鬼委員長）そういうことも出来る地域は良いが、出来ない地域もある。出来ないところをどうするか、県で考えていただきたい。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和7年度実施状況及び第3期対策の最終評価について

- （西村委員）令和7年度に緑肥の施用で交付されない団体があったとはどういうことか。また、笠岡市では緑肥の栽培が盛んと思うが、交付を受けられていないということか。
- 緑肥の施用については、水稻とその後の緑肥をセットとしても、緑肥と翌年度の水稻をセットにしても、交付を受けられるが、秋冬播きでは緑肥をおおむね4か月以上栽培する必要があるため、緑肥の栽培が年度内に終わらない場合がある。この場合は年度またぎの取組として翌年度の交付となるため、緑肥のすき込み時期によって、当年度交付の団体と翌年度交付の団体が混在することになり、確認、交付手続きが煩雑になるという声があった。そのため、緑肥と翌年度の水稻をセットで翌年度交付とするよう県内で統一したため、令和7年度においては交付を受けられない団体が出た。また、笠岡市については堆肥の施用で支援を受けていたため、緑肥の栽培をされていても本交付金の活用はなかった。
- （九鬼委員長）交付を受けられなかった団体は納得したのか。
- 市町村と、受取時期が変わるが行った取組についての支払いはされることを説明し、納得いただいた。
- （九鬼委員長）笠岡市で支援を受けられなくなったのは団体の事情か。
- 市の財政上の事情で、対象者の少ない事業は見直しとなり、本交付金もその対象となった。
- （九鬼委員長）笠岡市は今後も同じ方針で交付金の活用の見込みはないのか。取組をしている農業者の支援ができないのはどうなのかと率直に思う。県で補填することはないのか。
- 働きかけはしているが、再度活用するという話は聞いていない。制度上、市町村の負担割合が決められており、県が市の負担分まで負担することはできない。
- （江草委員）この制度は販売価格を抑えるために、追加的コストを支援しているということか。また、追加的コストとは何か。
- 販売価格を下げるために支援しているということではない。有機農業等の環境保全型農業は手間がかかるため、追加的コストとは労働費も含めた掛かり増し経費のことである。
- （江草委員）本来、環境のために農業者が自発的に取り組むべきではないのか。追加的コストを交付金で補填するのではなく、意識を高めて自発的な取組をするよう促す必要があると考える。
- 自発的な取組が理想ではあるが、販売価格が高くなりにくい状況であるため、交付金の活用と共に、追加的コストをきちんと販売価格に転嫁できるよう、消費者へのPRも県でしっかりやっていきたい。
- （江草委員）有機農業は消費が重要と考える。報告書には生産段階のことにしか触れられていないが、それで良いのか。
- 本交付金の趣旨から報告書では生産段階の話にとどめている。

■（小松原委員） 5割低減をして緑肥をするというのは分かるが、何をするのが有機農業か。有機農業で緑肥を使う場合はどのような支援になるのか。

□有機農業は化学肥料、化学合成農薬を使用しないもの。有機農業で緑肥を使う場合は、炭素貯留効果の高い有機農業として 2000 円が加算される。

■（小松原委員）堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入は施用量の要件はあるのか。要件を満たしていることはどのように確認するのか。

□要件があり、生産記録や購入伝票により確認する。

■（田村委員）堆肥の施用が増えている理由は何か。

□津山市、勝央町で取組を行う法人が年々取組を拡大させているため。

■（駄田井委員）報告書において、事務作業軽減の方策があれば加えてはどうか。また、昨今の異常気象や化学肥料の高騰等、不安定性が増していることから、土づくりの重要性が見直されている。環境保全型農業は農業経営のリスク低減効果もあると思うので、それを農業者にPRし、交付金と組み合わせて環境保全型農業を進めていくという内容も加えてはどうか。

□追記する方向で検討したい。

■（九鬼委員長）事務手続きの負担については、もらえる金額が少ないのに、こんなにさせるのかという問題で、団体も市町村担当者ももがいているという点を事業評価に書く必要がある。ただし、負担が大きいから単に簡略化すれば良いということではないとも考える。また、実施市町村が 16 市町村にとどまっているということだが、全市町村で実施する必要はなく、現時点で実施している市町村で増やしていく方が妥当と考える。今後の方針については、環境保全型農業を進める上で、県で交付金をどのように利用していきたいか、そのために何が課題になっているかを記載いただきたい。